

令和8年度青森県DX推進講座オンライン学習サービス提供業務委託仕様書（案）

1 目的

実践的なスキル（デジタル技術や課題解決の手法等）を習得できるオンライン学習環境を提供することにより、県内企業におけるDX推進のための実践的な能力を持つ人財を育成し、県内の産業DXの推進を図る。

2 本業務の対象者

県内の就業者

3 本業務において目指す人物像

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が定める「デジタルスキル標準 ver.1.2」（DSS）や本県中小企業の状況を踏まえ、本県中小企業のスキルレベルを下表のとおり設定し、本業務ではレベル1から2へ、又はレベル2から3への引き上げを目指すものとする。

スキルレベル	定義・役割
レベル1	DXの必要性を理解し、自らができることから始めようとしている。
レベル2	デジタルツールを活用して自らの仕事を効率化できる（DXリテラシー標準）。
レベル3	部署・組織単位の課題を整理し、デジタル技術を活用して具体的な業務改善を企画できる（DX推進スキル標準）。
レベル4	新しいサービスやビジネスモデル等を創出できる（DX推進スキル標準）。

4 県が別途契約する講座運營業務受注者との連携

本業務とは別に県が契約する講座運營業務（受講者募集及び管理等）を担う受注者（以下「運営事務局」という）が、本サービスを円滑に活用できるよう、以下の事項を遵守すること。

ア 権限移譲に向けた事前協議

- ・受注者は、運営事務局による受講者管理（IDの発行・進捗管理・データ抽出等）を可能とするため、システム仕様の共有や権限設定について、県と速やかに協議を行うこと。
- ・協議に基づき、本システムの運用開始までに、運営事務局が直接操作を行うために必要な環境（管理者アカウントの発行等）を整備すること。

イ 運営事務局への技術的支援

運営事務局が本システムの管理機能を活用して受講者管理を行う際、技術的な不明点が生じた場合は、受注者がバックエンドとして速やかに支援を行うこと。

5 業務内容

(1) 講座コンセプトの明確化

- ・「3 本業務において目指す人物像」を踏まえ、デジタルに関する専門的な知識の習得やDXを推進するために必要な能力向上に向けた講座の目的及び効果について、スキルレベル

別に明確にすること。

- ・スキルについては、「デジタルスキル標準 ver.1.2」(DSS)との関連性を示すこと。

(2) オンライン学習コンテンツの提供

ア 概要

- ・上記(1)で設定したスキルレベルに合わせ、以下の条件を踏まえた体系的な講座を提供すること。
- ・オンライン学習サービスは、ウェブサイトやアプリケーションなどのプラットフォームを通じて、定額で利用できるようにすること。
- ・対象人数は、管理者(県及び運営事務局)を含めて210名分×2回とすること。
- ・オンライン学習期間は、3か月間×2回の合計6か月間(令和8年8月~10月、同年11月~令和9年1月)とすること。

イ コンテンツや各種機能について

① コンテンツの内容

- ・上記(1)の講座コンセプトを踏まえた内容のコンテンツとすること。コンテンツ例は以下枠内のとおり。
- ・利用者の自己啓発として自由に視聴できるコンテンツがあることを妨げるものではない。
- ・契約期間中においてコンテンツが新規公開された場合は、追加の費用なく受講可能であること。
- ・受講生が日常業務と並行して無理なく、かつ学習意欲を維持しながら、講座実施期間中に確実にスキルを習得できるような所要時間でコンテンツを作成すること。
- ・単なる動画視聴に偏らないよう、ハンズオンのコンテンツを含めること。

○コンテンツの例

DX推進	: IT用語入門、デジタル戦略、DX概要、プロジェクト推進など
データ利活用	: データリテラシー、可視化ツール(Power BI, Tableau)など
業務効率化	: RPA、AIチャットボット、Google App Scriptなど
企画・立案推進	: プレゼンテーション、ロジカルシンキング、デザイン思考など
ITスキル分野	: ウェブデザイン、プログラミング言語、クラウドサービスなど
AI・IoT分野	: AI、生成AI、機械学習、統計学、データ分析など
OAスキル分野	: ワード、エクセル、パワーポイントなど
マーケティング分野	: デジタルマーケティング、ブランディング、PRなど
ヒューマンスキル分野	: リーダーシップ、コーチング、コミュニケーション

② 保有情報の管理

利用者に関する保有情報を管理する上で、サーバー等が日本国内に設置され、ISMS等の認証を取得していることが望ましい。

③ オフラインでの視聴

スマートフォンやタブレットなどの端末に動画をダウンロードし、オフライン環境でも視聴できるようにすること。また、専用アプリをインストールする必要がある場合には、それらを追加費用なく提供すること。

④ 利用者の登録

利用者の登録の際には利用者の名前・メールアドレスを記載したCSVファイルを読み込むことで一括登録及び特定のグループへの登録・役割の割り当て機能を有すること。

⑤ 利用者の管理

プラットフォームの画面から、各利用者に管理者、グループ管理者、一般利用者のいずれかの役割の割り当て登録及び変更や、各利用者のアカウントの有効化または無効化が設定可能であること。

⑥ プラットフォーム内のコンテンツ提示機能

プラットフォーム上でレベル別にコンテンツを提示できること。

⑦ 学習状況等の把握

管理者（県及び運営事務局）が、プラットフォームの管理者画面で各受講者の進捗率やコンテンツ視聴状況等を把握できること。

また、特定の期間を抽出して上記の項目を閲覧する機能を持つこと。

⑧ テストの作成機能

プラットフォーム上でテストを作成する機能を持つこと。

⑨ 進捗マネジメント機能

受講状況に遅延が見られる受講生に対して進捗を促す機能（プッシュ通知等）や工夫（進捗状況の視覚化等）があることが望ましい。

(3) サポート体制の構築

本業務を円滑に実施するため、以下の体制を構築すること。

ア 利用マニュアルの作成

利用者用、管理者用のマニュアルを作成すること。

イ サポートページの用意

利用者の質問等に直接対応できるサポートページを用意し、オンライン学習サービスの動作・操作に関する質問等に対応すること。

ウ サポート体制

- ・受講促進のために必要となるサポートを適宜行うこと。
- ・システム障害の発生時等には、速やかに報告ができる体制を確保し、原因究明と復旧作業を行うこと。

6 サービスのセキュリティ

- ・TLS/SSL通信等による安全な接続を行うこと。
- ・全ての利用者によるログを記録し、契約期間満了後30日間保管すること。
また、契約期間満了から30日間経過後は速やかに全てのデータを削除すること。
- ・パスワードロック機能又はそれに準ずる機能があること。
- ・ウイルスやスパイウェア、マルウェア等による情報漏えい、セキュリティリスクを排除する仕組みを実装すること。
- ・セキュリティ事故（疑いを含む）を検知した際は、被害拡大防止措置を講じるとともに、直ちに県へ報告すること。

・受注者は、ログの情報を限られたアクセス権のもと保管・保護すること。

7 仕様書の内容の変更

発注者は、業務の目的を達成するため必要と認める場合は、受注者と協議の上、本仕様書の一部を追加、変更することができる。

8 成果品

令和9年2月26日（金）までに業務実施結果報告書を電子データにより県へ提出すること。
業務実施結果報告書の様式は任意とし、実施した業務の内容やその他業務に関連して実施した事項を記載するものとする。

また、成果物については、発注者の判断で公開できるものとする。

9 留意事項

受注者は、本委託業務の実施に当たり、次の①～⑦の事項に留意すること。

- ①事業者からの提案内容について、仕様書の内容を満たしているかどうかを判断する場の設定や提案書等の提供を求めた際には、速やかに応じること。
- ②受注者は、本委託業務の遂行上知り得た情報、資料について承認なく、この契約以外の目的で使用し又は第三者に漏洩してはならない。
- ③受注者は、委託業務を行うために提供された情報等を滅失改ざん及び破損してはならない。
- ④受注者は、県が別途提示する情報セキュリティポリシーの内容を十分に理解し、本業務に関係する全ての者にその遵守を徹底させること。
- ⑤県は、受注者が上記に掲げる情報セキュリティポリシーに基づき適切な管理を行っているか業務期間中に随時確認を行い、その結果に基づく指摘等を行うことができるものとし、県から指摘等があった場合、受注者はその内容に従わなければならない。
- ⑥受注者は、事故又は大幅な遅延等の本委託業務の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- ⑦本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。